

九州電力株式会社

代表取締役社長執行役員 池辺 和弘 殿

原子力規制委員会

玄海原子力発電所第 4 号機第 7 回定期安全管理審査の審査及び評定の結果
の通知について

平成 23 年 11 月 24 日付け原発本第 220 号（平成 24 年 4 月 3 日付け原発本第 10 号、平成 25 年 5 月 14 日付け発本原第 28 号、平成 26 年 5 月 14 日付け発本原第 29 号、平成 28 年 3 月 2 日付け発本原第 285 号、平成 28 年 4 月 20 日付け発本原第 11 号、平成 29 年 4 月 20 日付け原発本第 8 号、平成 29 年 5 月 11 日付け原発本第 38 号、平成 29 年 8 月 28 日付け原発本第 80 号、平成 29 年 10 月 13 日付け原発本第 182 号及び平成 30 年 7 月 6 日付け原発本第 129 号をもって申請の内容を変更する届出）をもって申請があった定期安全管理審査について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 43 条の 3 の 16 第 6 項において準用する同法第 43 条の 3 の 13 第 6 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 審査を実施した定期事業者検査の範囲

玄海原子力発電所第 4 号機第 11 保全サイクルにおける定期事業者検査

2. 審査の結果

別紙のとおり

3. 評定の結果

当該審査を受けた組織の品質マネジメントシステムは機能しており、定期事業者検査はおおむね自律的かつ適切な実施体制で実施されている。